



埼玉県報

第300号
令和4年(2022年)
4月5日
火曜日

目次

告示

- 税務システム改修業務委託(軽自動車OSS導入対応)に関する契約の相手方等の公示(税務課)
- 埼玉県OSSシステム改修業務委託(軽自動車OSS導入対応等)に関する契約の相手方等の公示(税務課)
- CD-1型消防ポンプ自動車に関する入札公告(入札課)
- 加須都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写真の縦覧(みどり自然課)
- 神川町土地改良区の役員就退任届(本庄農林振興センター)
- 上里西部土地改良区の定款変更認可(農村整備課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく基本測量の終了(用地課)

正誤

- 埼玉県流域下水道事業管理規程第5号目次中訂正(下水道管理課)

告 示

埼玉県告示第三百十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年四月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
税務システム改修業務委託（軽自動車OSS導入対応） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部税務課税務システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年2月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号
- 5 契約金額
75,823,550円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第三百十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年四月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県OSSシステム改修業務委託（軽自動車OSS導入対応等） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部税務課税務システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年2月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
- 5 契約金額
31,407,530円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第三百十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和四年四月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

CD-1型消防ポンプ自動車 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

令和5年3月31日（金）

(4) 納入場所

埼玉県鴻巣市袋30 埼玉県消防学校

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場

所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 小林 電話048-830-5778（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年5月20日（金）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年5月19日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年5月20日（金）午前10時まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 令和4年5月20日（金）午前10時10分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額

を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和4年5月10日（火）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和4年4月12日（火）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付

すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第3条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする。)

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

Fire Engine with Pump (Type CD-1) (1 Unit)

(2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 10:00 am, Friday, May 20, 2022

By Registered Mail: 5:00 pm, Thursday, May 19, 2022

In Person: 10:00 am, Friday, May 20, 2022

(3) Contact Information:

General Affairs・Supplies Procurement Group, Bidding Services Division,

Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Japan

Tel. 048-830-5778

告 示

埼玉県告示第三百十四号

加須市から加須都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和四年四月五日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第三百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、神川町土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和四年四月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住所
理事	櫻澤 晃	埼玉県児玉郡神川町大字植竹六百四十一番地五
同	木村 郁夫	同 同 同 新宿百七十五番地
同	関口 純一	同 同 同 池田二百二番地一
同	萩原 康広	同 同 同 新里千八百二十三番地一
同	福島 則男	同 同 同 同 千百十四番地一
同	常木 貞雄	同 同 同 同 千六百二十七番地
同	柴崎 萬藏	同 同 同 同 中新里百五十四番地一
同	貫井 哲夫	同 同 同 同 貫井百七十八番地一
同	田村 誠	同 同 同 同 植竹八百十九番地
同	大畠 一成	同 同 同 同 中新里三百七十八番地一
同	秋山 岩男	同 同 同 同 肥土四百六十四番地一
同	落合 勉	同 同 同 同 関口二百十四番地一
同	坂本 等	同 同 同 同 元阿保三百二十七番地二
同	嶋崎 健三	同 同 同 同 同 百六十九番地
同	関根 文男	同 同 同 同 同 五百九十七番地
同	榊 豊彦	同 同 同 同 同 八日市二千五百五十八番地
同	福島 志信	同 同 同 同 同 四百四十一番地
同	赤見 哲	同 同 同 同 同 上里町大字長浜六百二十八番地
同	横山 伸明	同 同 同 同 同 大御堂六番地二
同	新井 明夫	同 同 同 同 同 本庄市児玉町上真下七十四番地
同	鈴木 幹雄	同 同 同 同 同 児玉町保木野三百七十四番地
監事	大沢 靖弘	同 同 同 同 同 児玉郡神川町大字八日市百三十番地
同	柴崎 哲男	同 同 同 同 同 新里千八百五十三番地一
同	久保 信之	同 同 同 同 同 上里町大字長浜三百六十五番地
同	田島 光昌	同 同 同 同 同 本庄市児玉町上真下百七十一番地

告 示

埼玉県告示第三百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和四年三月三十日認可した。

令和四年四月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

上里西部土地改良区

二 事務所の所在地

児玉郡上里町

告 示

埼玉県告示第三百十七号

令和三年埼玉県告示第千三百六十六号で公示した公共測量は、令和四年三月二十三日終了した旨測量計画機関である埼玉県秩父県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年四月五日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百十八号

令和三年埼玉県告示第千三百十八号で公示した公共測量は、令和四年三月二十九日終了した旨測量計画機関である埼玉県秩父県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年四月五日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百十九号

令和三年埼玉県告示第千三百六十五号で公示した公共測量は、令和四年三月二十六日終了した旨測量計画機関である加須市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年四月五日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百二十号

令和三年埼玉県告示第七百六十五号で公示した公共測量は、令和四年三月三日終了した旨測量計画機関である東京都水道局から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年四月五日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百二十一号

令和四年埼玉県告示第四十二号で公示した公共測量は、令和四年三月二十五日終了した旨測量計画機関である幸手市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年四月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第三百二十二号

令和三年埼玉県告示第四百六十八号で公示した基本測量は、令和四年三月二十五日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年四月五日

埼玉県知事 大野 元裕

正 誤

埼玉県流域下水道事業管理規程第五号（令和四年三月二十九日第二百九十八号）

目次中訂正

誤

埼玉県流域下水道事業管理規程の一部を改正する規程

正

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程